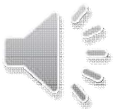

福祉医療費助成制度

(市民後見人養成講座)



福祉医療費助成制度

制度の目的

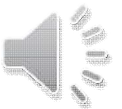
- 「子ども、心身障害者並びに母子家庭及び父子家庭に属する者に対し、医療に係る自己負担金を助成し、もってこれらの者の健康管理の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする」（高崎市福祉医療費助成条例第1条から抜粋）

事業の実施主体

- 市町村

事業費の負担

- 市 約1/2 県 約1/2



医療費助成の対象者

子ども

- 満15歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども

重度心身障害者

- 身体障害者手帳1級、2級
- 年金法による障害年金1級
- 療育手帳A判定
- 特別児童扶養手当1級
- 障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない方

ひとり親家庭等

- 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童と、その児童を扶養しているひとり親
- 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの父母のない児童

→申請により福祉医療費受給資格者証を発行



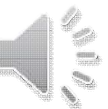
医療費助成の範囲

どんな費用が助成されるか

- 医療費（保険診療分）の自己負担金相当額
- 入院時食事療養費
（重度心身障害者は、加入中の保険者で発行する減額認定証と福祉医療費受給資格者証を医療機関に提示した場合のみ助成対象）

医療機関での支払いはすべて助成対象になるのか

- 助成対象外費用は自己負担
（差額ベッド代などの私費、健康診断費などの保険外費用、など）
 - 他の公費負担医療制度の対象者は、その制度から優先して助成を受けていただく
（自立支援医療、指定難病の医療費助成など）
- 他制度の助成を受けて、なお残る自己負担費用を福祉医療費で助成。



医療費助成の方法

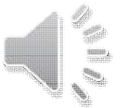
受給者証の提示による現物給付

- 県内で受診時、保険証と福祉医療費受給資格者証を医療機関に提示することで、窓口での医療費支払いがなくなる。

申請による償還払い

- 県外で受診した時は、後日市役所へ申請し後日払い戻し。
- 補装具（コルセット等）を作成した時は、保険者へ請求し、支払いを受けた後、市役所へ申請し後日払い戻し。
- 医療費が高額になる場合、支払が発生することがある。後日保険者へ請求し、支払いを受けた後、市役所へ申請し後日払い戻し。

→ 医療費が高額になることが想定される時は、保険者から限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、医療費支払いがなくなる。



限度額適用認定証

例：70歳未満、社会保険加入、所得区分「ウ」で、自己負担割合3割、自己負担額9万円の場合

限度額認定証の提示なし

3割		7割	
福祉医療費 57,600円(現物給付)	医療機関窓口で支払 $90,000 - 57,600 = 32,400$ 円	保険給付 210,000円	

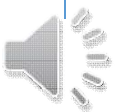
- 区分「ウ」の限度額は80,430円
- 後日①②精算により払い戻し。

福祉医療費22,830円 ②市へ請求	高額療養費9,570円 ①保険者へ請求
-----------------------	------------------------

限度額認定証の提示あり

3割		7割	
福祉医療費 80,430円(現物給付)	高額療養費 9,570円(現物給付)	保険給付 210,000円	
		社会保険で給付	

- 窓口自己負担、後日精算なし。



後見人が行う手続き

主な手続き

- 受給者証の新規申請
- 受給者証の再交付申請
- 受給資格変更届
転居、加入する健康保険の変更、障害者手帳の更新時、受給している障害年金の再認定時など
- 福祉医療費助成の申請
県外医療機関の受診、治療用装具作成時など

窓口

- 市役所 保険年金課 医療給付担当（1階10番窓口） または 各支所 市民福祉課

